

議案第30号

飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

水道法等の改正に伴う改正

飛驒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

飛驒市水道事業給水条例（平成16年飛驒市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「指定をした者」の次に「（法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。）」を加え、同条第4項及び第5項中「第5条」を「第6条」に改める。

第39条第1項第2号中「指定」を「指定又は指定の更新」に改める。

第45条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市水道事業給水条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第11条 略 (工事の施行)</p> <p>第12条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者 _____ (以下「指定給水装置工事事業者」という。) が施行する。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p> <p>第13条～第38条 略 (手数料)</p> <p>第39条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者手数料(第12条第1項の規定による給水装置工事事業者の指定 _____ に係る手数料をいう。) 1件につき10,500円</p> <p>2 略</p> <p>第40条～第44条 略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第45条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又その者が給水装置の基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第11条 略 (工事の施行)</p> <p>第12条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。) (以下「指定給水装置工事事業者」という。) が施行する。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p> <p>第13条～第38条 略 (手数料)</p> <p>第39条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者手数料(第12条第1項の規定による給水装置工事事業者の指定又は指定の更新に係る手数料をいう。) 1件につき10,500円</p> <p>2 略</p> <p>第40条～第44条 略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第45条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又その者が給水装置の基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>

飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

水道法等の改正に伴う改正

2 改正の内容

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）が令和元年10月1日から施行され、指定給水装置工事事業者の指定について、新たに5年毎の更新制度が導入されたことに伴う所要の改正を行うもの。

併せて水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正に伴い、給水装置の構造及び材質の基準を定めた条文が、第5条から第6条に繰り下がることを反映するもの。

3 施行日 公布の日